

(別紙 1)

借入先一覧

私が自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）に基づく債務整理の対象としている借入先等は下表のとおりです。下表の内容に漏れや誤りがあり、その結果、登録支援専門家として私又は下表の借入先等と利害関係のある者が委嘱された場合、登録支援専門家の再委嘱（変更）が必要になることを承知しています^{(注1)(注2)}。

〈表〉

債務整理の対象としている借入先金融機関等の名称	備考 ^(注3)

(注1) 登録支援専門家は、「債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援することとされています（本ガイドライン第4項(1)、第5項(2)）。

(注2) 本書面の提出後、借入先一覧に誤りや漏れのあることが判明した場合には、すでに委嘱されている登録支援専門家に相談してください。登録支援専門家の再委嘱が必要となる場合があります（この場合、すでに委嘱されている登録支援専門家から手続に係る案内があります。）。

(注3) 保証会社等（信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社）による保証付き借入の場合、保証会社等の名称を記入します。不明な場合は、借入先金融機関等へお問い合わせください。

20201030 版